

金田町人の動き

(11月1日現在)

世帯数 2,407
 人口 9,062
 男 4,435 女 4,627
 出生 8 死亡 3
 転入 53 転出 19

かなだ

第 1 4 5 号

金 田 町 報

発行所 金田町役場総務課

編集兼 植 高 芳 巳
発行人

印刷所 栗 林 印 刷 所

電話 (09474) ② 0506番



1 月 1 日

【こよみ】

26 日 心配ごと相談
 20 日 大寒
 15 日 成人式
 11 日 鏡開き
 9 日 消防出初式
 7 日 七草かゆ
 5 日 小寒(寒の入り)
 4 日 官庁ご用始め
 2 日 初荷、書初め
 1 日 元旦、初詣

年のはじめに家庭や多くの人がびとがたがいに睦みあいをかさねることを略したもの。

睦 月 (むつき)

年 頭 の

ごあいさつ

金田町長 大井政則



輝かしい新春を迎え、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

私はさる十一月七日の町長選挙におきまして町民の

皆さんをはじめ各方面の暖かい御支援により当選の栄に浴し、町政を担当することになりました。

町議会議員を四期勤めてきた私にとって、あらため

てごあいさつするまでもなく町民皆様とは既に心の通じた仲間でありますが、私は選挙を通じて住民本位の民主的なほだに触れ合う

政治を基本にし、明るく住みよい町づくりを訴えてまいりましたが、このためには住民との対話を通じて、

常に住民の立場で考え、ともに歩む姿勢で町民の総意を反映した行政を進めなければならぬと考えております。

金田町が当面取り組まねばならない具体的な問題は私が今さらここで申し上げるまでもなく、皆さんがすでに御存知のとおりであります。

要はこの山積する諸問題をいかにして実現していくかにあります。もちろん財源の有無が最大の課題であります。更に必要なことは、私を含めた町民全体の「和」であり、行政に対する創意と工夫であります。

九千町民の福祉向上のため

め心をひとつにし、打って一丸となり、この難局を打開していこうではありませんか。

新しい年を迎え所信の一端を述べ町民各位のご協力とご理解をお願い申し上げますと共にいよいよご隆盛あらんことを祈念いたしまして新年のごあいさついたします。

毎月第3水曜日
『子供を守る日』



声かけよ
あの子も
この子も
地域の子

年頭の

ごあいさつ

町議会議長 守田 保



希望に満ちた昭和五十二年の新春を心からお祝い申し上げます。

昨年は金田町議会議長の重責をおかけをもちまして無事全うさせていただきました。これより一重に町民各位のご支援とご協力の賜であること心から感謝の意を表す次第であります。

かえり見まするに昨年はロッキード事件、町長選挙衆議院議員総選挙等のためあわただしく一年が過ぎました。

私は町民代表である全議員の意志を尊重し、議会民主主義の精神にのっとり住民本位の政治を願ひ、議会が終始公正、かつ円満のうちに運営せられるよう及ばずながら誠意をもって努力いたす決意であります。

どうか今後共に町政に対するみなさま方の倍旧のお力添え、御指導をいただきまして新年のごあいさついたします。

季節の話題



新年あけましておめでとございます。「一年の計は元日にあり」といわれますが新しい年を迎えて、わたしたちは新しい生活計画をたて、新しい出発点としたいものです。

△若水 V

一年の最初の日を「元旦」といいます。「元旦」というのは元旦の朝のことです。この元旦の朝、汲んで歳神様に供え、手や顔を洗い清め、口をすすぎ、お雑煮をつくり「福茶」をいれるのを「若水」といいます。若水を井戸や川へ汲みに行くことを「若水迎え」といいます。若水を汲むために身を改め、服装をととのえ、厳肅な気持ちで水神にシメナフを飾って、カガミモチを供える習慣があります。この若水迎えは「年男」の役目とされていますが、四国や九州では「年女」の役割とされているところもあるようです。

△年賀状 V

元旦の朝、年賀状の配達を待つ気持ちはたのしいひとときです。いつもですとせいで新聞ぐらいいしか入ってこない郵便箱ですが、この朝ばかりは、まるでラブレターのくるのを待つように、今か今かと待ちこがれます。お友だちや遠い知合いの人など、ことしはどんな趣向で年賀のあいさつを書いてくるだろうか。心のときめきを押しきれないひとときです。気のせいなのか「けさの配達はおそいなあ」などと思わずに、まゆつくりお待ち下さい。なにしろこの朝、北から南から日本列島に行き交う年賀状の数は、ざっと二〇億枚といわれています。

△七草 V

七日は「七草」ななくさ」といって、七種類の草を入れたおかゆをたべる習慣がありました。春の七草というのは①セリ②ナズナ③オギヨウ④ハコベラ⑤ホトケノザ⑥スズナ⑦スズシロということになります。今日我が国では、全体が都市化されて七草かゆなどを食べる風習は少なくなつたと聞きます。もちろん、これだけのものをそろえるのはとても無理でしょう。そこでひとつ、キャベツ、レタス、ミツバ、コマツナ、ホウレンソウといった比較的手にはいりやすい新七草でも考えだしてみても……

△もちのかび V

そろそろもちにカビがはえてきたようです。このごろは、お部屋の中を暖かくしているせいか、寒もちにまでカビがはえます。カビがはえたら、カビを包丁でそぎおとしラップで密封するか、水につけて水もちにしておくといいです。水もちは一週間ぐらい、毎日水を換え、カビのにおいおとれたらこまかに砕いてぬれふきに包んでふかすと、つきたてのおもちのようになります。柔らかいうちにポタモチやオロシもちにしていただければ、またお正月の味がたのしめます。

成人式御案内

慣例の消防出初式が方城町民グラウンドで次のとおりはなはなく挙行されます。当日は消防団員が平素消防使命達成に尽された功績にちなみにお当日は午前8時に団

日時 1月9日(日) 午前9時30分開始

場所 方城町民グラウンド

総務課

△該当者 V

昭和31年 2日より 住民課福祉係

同和教育は

町ぐるみで(2)

中央公民館

3、「差別の実態に学ぶ」とは

具体的な教育実践についての一例を次に述べてみたいと思います。

今の教育は、教育を受ける権利をもっている国民ひとりひとりのために行なわれています。そのことは日本国憲法や教育基本法という法律によって保障されています。主権在民と平和と基本的人権を守るという考えです。教育基本法はこの考え方に立つてつくられているのです。

平和で民主的で、人権が大切にされる国を築くための教育のあり方を示したものと云えます。

ところで「差別」とは何かと申しますと、同和地区の人たちの市民的権利がおかされていくということに「切り捨てられ」てきた事実が同和地区には多く残っています。こんな差別を

具体的教育実践についての一例を次に述べてみたいと思います。

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

明治44年4月2日以後生れの人 老令福祉年金受け入れ

現在、70才になれば老令福祉年金が支給されていますが、所得が多かったり、他に年金を受けている人はその間支給が停止されることもあります。この老令福祉年金は、明治44年4月2日以後生れの人には支給されないことになっています(ただし、大正5年4月1

国民年金保険料の滞納はありませんか

日以前生れで、国民年金に加入し一定の保険料納付要件を満たした人には支給されます。

明治44年4月2日以後に生れた人は、国民年金や厚生年金保険、各種共済組合等の公的年金制度に加入することになっており、これにより老令(退職)年金または通算老令(退職)年金の受給資格を取得することになります。

したがって、国民年金に加入しなければならぬ人(他の年金制度に加入している人や、すでに他の年金制度の年金の受給資格を取得している人等を除く)は、法律で決められたとおり加入し保険料を納付しなければならず、(退職)年金や通算老令(退職)年金の受給資格を取得することになります。

しかし、国民年金の加入の届出や保険料の納付を怠れば、何れの年金制度から年金が受けられない結果にもなります。

あなたも、国民年金に加入しなければならぬか、あるいは保険料は納付しているかどうか、一度お調べ下さい。

(問い合わせ先 金田町役場・国民年金担当係)

なお、保険料の納付期限は、つぎのようになっていますので納め忘れが生じないように注意してください。

4・5・6月分は7月末日
7・8・9月分は10月末日
10・11・12月分は4月末日までとなっています。

同和教育は

町ぐるみで(1)

中央公民館

3、「差別の実態に学ぶ」とは

具体的な教育実践についての一例を次に述べてみたいと思います。

今の教育は、教育を受ける権利をもっている国民ひとりひとりのために行なわれています。そのことは日本国憲法や教育基本法という法律によって保障されています。主権在民と平和と基本的人権を守るという考えです。教育基本法はこの考え方に立つてつくられているのです。

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

同和教育は「道徳」の時など「差別をしてはいいません」と心がまえを教

年末・年始急患診療
在宅当番医師決まる

住民課保険係

田川医師会の協力により在宅医が別表のとおり決まりましたので、お知らせいたします。

月日	科別	内 科	(小児科)	外 科	婦人科
12月31日 (金曜日)		渡辺内科 (田川市丸山町)	西岡医院 (田川市新町)	荒牧医院 (田川市猪位金)	松村医院 (川崎町川崎)
1月1日 (土曜日)		荒牧医院 (田川市猪位金)	一本松病院 (田川市一本松)	向笠医院 (糸田町糸田)	田中医院 (川崎町安真木)
1月2日 (日曜日)		深田医院 (田川市大黒町)	林田医院 (田川市番田町)	佐柳医院 (赤春町)	柳瀬内科 (添田町)
1月3日 (月曜日)		中越医院 (田川市川宮)	服部医院 (田川市新町)	岩田医院 (大任町)	荒木医院 (川崎町田原)
					柳瀬外科 (添田町)
					中村整形外科 (田川市中央町)
					葉師寺産婦人科 (川崎町川崎)
					伊藤産婦人科 (田川市宮尾)
					小坂産婦人科 (田川市番田町)
					八木産婦人科 (田川市伊田)
					弓削医院 (田川市平松)
					友清医院 (金田町)
					月脚医院 (田川市桜町)
					江藤医院 (田川市本町)

お知らせ



戸籍謄本の請求には『使用目的』を明らかに

十二月一日から戸籍謄抄本の交付のしかたが改正されます。改正の理由は、戸籍を不当に利用して、国民のプライバシーを侵害する

ことのないようにすることにあります。今後、他人の戸籍や除籍の謄本を請求するときは、『請求の事由』つまり何の

目的に使用するかを具体的に示していただくことになります。もし、その請求が不当な目的によるものであるときは、これに对应されないこととなります。また戸籍除籍の閲覧は、できな

くわしいことは戸籍係へ

酒を飲む
あなたは天国
家族は地獄

間違った電話はお互いに
気をつけましょう

たばこは町内で
買いましょう

なお、郵便で請求する場合の手数料は、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。※本人と関わったり、うその事由を示して、戸籍の謄本の交付を受けたときは過料に処せられることがあります。

年末、年始の時期になる

忘年会、新年宴会等

間違った電話はお金と時間を無駄ばかりか相手に大変迷惑がかかります。

たばこは町内で買いましょう

田川警察署

田川警察署

田川警察署

田川警察署

田川警察署

子どもの友だち関係やこ

酒を飲む

間違った電話はお互いに

たばこは町内で

たばこは町内で